



2025年9月1日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社持分法適用関連会社Group Lease PCLに対する 管財人選任の申立てが棄却されました

2025年8月19日付の「当社持分法適用会社Group Lease PCLに対する管財人選任の申立てについて」でご報告した管財人選任の申立てが棄却されたとの報告を受けましたのでお知らせいたします。

1. 棄却された申立ての内容

Jトラスト株式会社の子会社であるJTAは破産法第16条に基づき、2025年4月22日にGLに対して破産裁判を申し立てており、当社の持分法適用関連会社Group Lease PCL（以下、「GL」）に対して公的な管財人が選任されること、および管財人に対してのGLの資産の調査、管理、報告する権限を与え、GLがそれらに即時に対応することを裁判所に求めていましたが、これが却下されたものであります。

2. 棄却された申立てを提起した者の概要

- (1) 名称 JTrust Asia Pte.Ltd.
- (2) 所在地 シンガポール共和国
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 藤澤信義

3. 今後の見通し

GLは当該破産訴訟については全く根拠のない訴えであり、JTAは、これまでも2018年からのわずか7年間で企業再生や破産などだけでも合計7回も訴えを継続反復的に行なっており、異様な活動と考えております。これまでもタイ裁判所はこのような訴えを退けてまいりましたが、今回もわれわれの反論が裁判所に認められ、JTAの訴えは却下されました。しかしながら当該破産裁判本体は継続しており、このような裁判が繰り返されていることがGLに損害を与えており、また結果がGLに与える影響は非常に深刻なものになりますので、引き続き却下を求めて最善の手段を講じてまいると報告を受けております。また今後もこれらの裁判が決着するまで悪影響が数年単位で継続することから、当社としてもGLと協力しながら適切に対応する予定です。

なお、JTAは上記破産裁判に加え、2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対して訴えたGLの会社更生手続申立てについても、現在も係争中であり、引き続き最善の手段を講じてまいります。また、公表すべき事項が生じた場合には改めてお知らせいたします。

以 上